

第2章 成績評価（抜粋）

（成績評価）

- 第2条 各授業科目の成績評価は、定期試験成績評価、翌年度試験成績評価並びに、日常の学習状況などに基づき総合的に評価を行う。
2. 各臨床実習の成績評価は、臨床実習指導者の総括評価に基づき総合的に評価を行う。

第3章 試験（抜粋）

（学期における学業成績評価の算定方法）

- 第33条 学期における学業成績評価は、各授業科目の授業概要に記された評価項目とその基準に基づいて算定する。
2. 算定方法は、前項の評価項目100点を満点として点数化し、各学期における全授業科目の平均点を算出する。